

集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する意見書

全国の消費生活相談の件数は、ここ数年、年間100万件程度で推移し、依然として高い水準が続いている。また、消費者被害の一般的な傾向として、同種の被害が多発するという状況にある。

一方、現在の訴訟制度の利用には相応の費用・労力を要することから、事業者に比べ情報力・交渉力で劣る消費者は、被害回復のための行動を起こすことが困難である。

また、これまでの消費者団体訴訟制度は、適格消費者団体に損害金等の請求権が認められていないため、消費者の被害救済には結び付かないという課題がある。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、消費者庁では、新たな制度の創設を目指し、昨年8月に示された制度案に基づき、現在、法案提出の準備を進めているところである。

この制度案は、多数の消費者の請求権を束ねて訴訟を迫行するものであり、具体的には、訴訟手続を二段階に区分し、一段階目の手続で特定適格消費者団体が事業者に対し共通義務確認の訴えを起こし、これが認められた場合、二段階目の手続として個々の消費者が簡易確定手続に加入することにより消費者の債権が確定し、被害回復の実効性を確保しようとするものである。請求権を束ねて提訴することにより、費用・労力の面で消費者の負担が軽減されるとともに、多数の消費者の紛争解決が図られる画期的な制度である。

よって、国会及び政府におかれては、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、国会での審議、議決を経て、早期にその創設を図るよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月27日

鹿児島県議会議員 金子 万寿夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

内閣官房長官

消費者及び食品安全担当大臣

殿